

清水台幼稚園災害マニュアル

平成 28 年 5 月作成

「清水台幼稚園防災計画」目次

第1部 総論 危機管理の基本的枠組み

- 震災時における職員の動員体制……………4
- 風水害時の対応について……………4

第2部 震災対策編

- 1 幼稚園における防災体制……………5
- 2 幼稚園施設の安全管理等……………6
- 3 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】・7
- 4 幼稚園施設・設備の安全点検リスト……………8
 - 自衛消防組織・編成表 ……………9
- 5 地震発生時の対応について……………10
 - 1 保育時間中の対応について(預かり保育時間中を含む)
 - 2 送迎中のバスについて
 - 3 保護者の対応について

第3部 風水害対策編

- 第1章 幼稚園における日常の風水害対策……………11
 - 1 実状把握
 - 2 幼稚園としての事前対策
- 第2章 風水害時における幼稚園の対応……………12
 - 1 登園前・登園後で対応を区別
 - 2 幼稚園の施設管理者としての対応
 - 3 事前の対応等
- 第3章 幼稚園施設等が被害を受けた場合の対応……13
 - 1 風水害時の応急対応
 - 2 園児の措置と応急復旧処置の実施方法

はじめに

本計画は、清水台幼稚園における防災計画の基準を明確化したものとして初めて策定したものです。

これまで、災害安全計画表に則り、避難訓練をはじめ火事や地震といった災害についても定期的に訓練してきましたが「幼稚園自体が震災時にどう対応し、どう保育再開を目指すのか」については、統一的な文書がなく、職員の役割も必ずしも明確ではありませんでした。

今回、幼稚園における防災対応について、「清水台幼稚園 防災計画」を策定し、防災マニュアルとしても活用できるよう総合的整理を行いました。

全体は、総論、震災対策編、風水害対策編の3部構成で、防災計画や防災マニュアルを作成する際の指針を示したものです。

【活用について】

・職員に対する防災研修のための教材(資料)としての活用。

震災時に職員が防災対応力を発揮するためには、巨大地震が発生した場合に、実際にどのような事態が生じるのかを想像し、その際、職員はどのように対応すべきかを考える訓練を積み重ねることが重要です。

・職員の対応マニュアルとして活用。

「日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】」

「施設・設備の安全点検リスト」

・災害時における参考資料として活用。

実際に災害が起きた際に、様々な対応を行う上での行動マニュアルとして活用する。

第1部 総論 危機管理の基本的枠組み

震災時における職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

原則として、全職員を対象とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

○京都市に、震度5(弱)以上の地震が発生したとき

(3) 連絡調整者

職員の中から幼稚園へ早く到着できる順に3名を予め「連絡調整者」として指名しておく。連絡調整者は、非常災害時において、園長・主任が参集するまでの間、市防災対策本部や保護者との連絡調整を行うなど必要な対応を行う。

連絡調整者の氏名は、毎年度はじめに決定する。

風水害時の対応について

(1) 風水害時においては、職員について、地震時のような明確な形での動員(配備)体制はとっていないが、当然、園児への対応や施設への対応等必要な業務がある。

午前7時の段階で京都市に「暴風警報」、「大雨警報」、「暴風雨警報」が発表継続中の場合、園長・主任・連絡調整者が集合し、対応を協議、各家庭に連絡をする。一番早く出てきた職員が上記警報や警報がなくとも報告を要すると思った際は、園長・主任・連絡調整者に連絡を入れる。

(2) 職員は、園長の指示の元、必要な業務を行うとともに、勤務時間外においても、園長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。

(3) 園長は職員の緊急連絡体制を整備しておかなければならない。

(4) 風水害の発生時、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、京都府から幼稚園に対して、緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、園長・主任の緊急連絡先について、京都府担当課に報告する。

第2部 震災対策編 日常における幼稚園防災体制の充実

1 幼稚園における防災体制

地震が発生した際の基本的な対応についての周知徹底。

ア 幼稚園の対応(休園措置、登下校時の対応、園児の引渡し、連絡方法等)について、職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。

また、必要な事項については、園児に対して防災教育の一環として教えること

- ・保護者に対しては、説明会において説明、徹底。
- ・幼稚園のホームページに掲載。

イ 職員の配備、動員体制について、職員が認識していること。

ウ 地震発生時における職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。
業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示。

園内の避難経路、園児の避難集合場所を明確化

ア 園の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。

その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておく

イ 特に、障害のある園児への対応を具体的に定めておくこと。

ウ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮する。(避難訓練の際に、気づいた点をチェックする。)

園内で行われる補助事業との連携

「地域子育て支援事業」や「預かり保育」等と、災害時における対応について、決め事を整理し徹底を図ること。
幼稚園の防災訓練に当補助事業のスタッフが参加する等を通じて連携を図る。

幼稚園の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを定めておくことが必要である。

非常持出用重要書類責任者:主任 川嶋葵

2 幼稚園施設の安全管理等

(1) 幼稚園の安全点検

ア 定期的な園舎の安全点検の実施 ⇒ 幼稚園施設・設備の安全点検リスト

(ア)「幼稚園施設・設備の安全点検リスト」により、施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、早急に施す。

(イ) 防災訓練等の時期に併せて、園舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

イ 転倒物、重量物等の転倒防止対策

(ア) 保育室やホールなど園児が使用する部屋内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。

(イ) 職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。

(ウ) 薬品等の危険物の保管場所についても注意する。

(2) 幼稚園施設設備の状況の整理

ア 誰が見ても分かりやすい敷地・園舎の平面図を準備しておく。

イ 園舎の電気配線図を準備しておく。

幼稚園施設内の配線盤を経由して各クラス等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。

ウ 水道配管図を準備しておく。

(ア) 水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認しておく。

(イ) 幼稚園全体の水道水の流れがわかるよう、園舎平面図等に表示しておく。

エ 電話配線図を準備する。

災害時優先電話の登録の有無を確認する。

(3) 停電等で放送ができないときの連絡方法の準備

ア ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備。

イ 職員の指示に的確に従うよう、日頃からの訓練が重要。

(4) 防災地図(ハザードマップ)の作成などによる地域の実状把握

ア 幼稚園立地の地理的特徴による危険性の把握

幼稚園周辺におけるがけ崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

イ 広域避難場所など避難可能場所の把握

3 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

1	年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
3	地震発生時の幼稚園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
8	補助事業「子育て支援拠点」「一時預かり」との連携を図っているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
9	非常持出する重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
10	防災地図(ハザードマップ)など地域の実状を把握しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

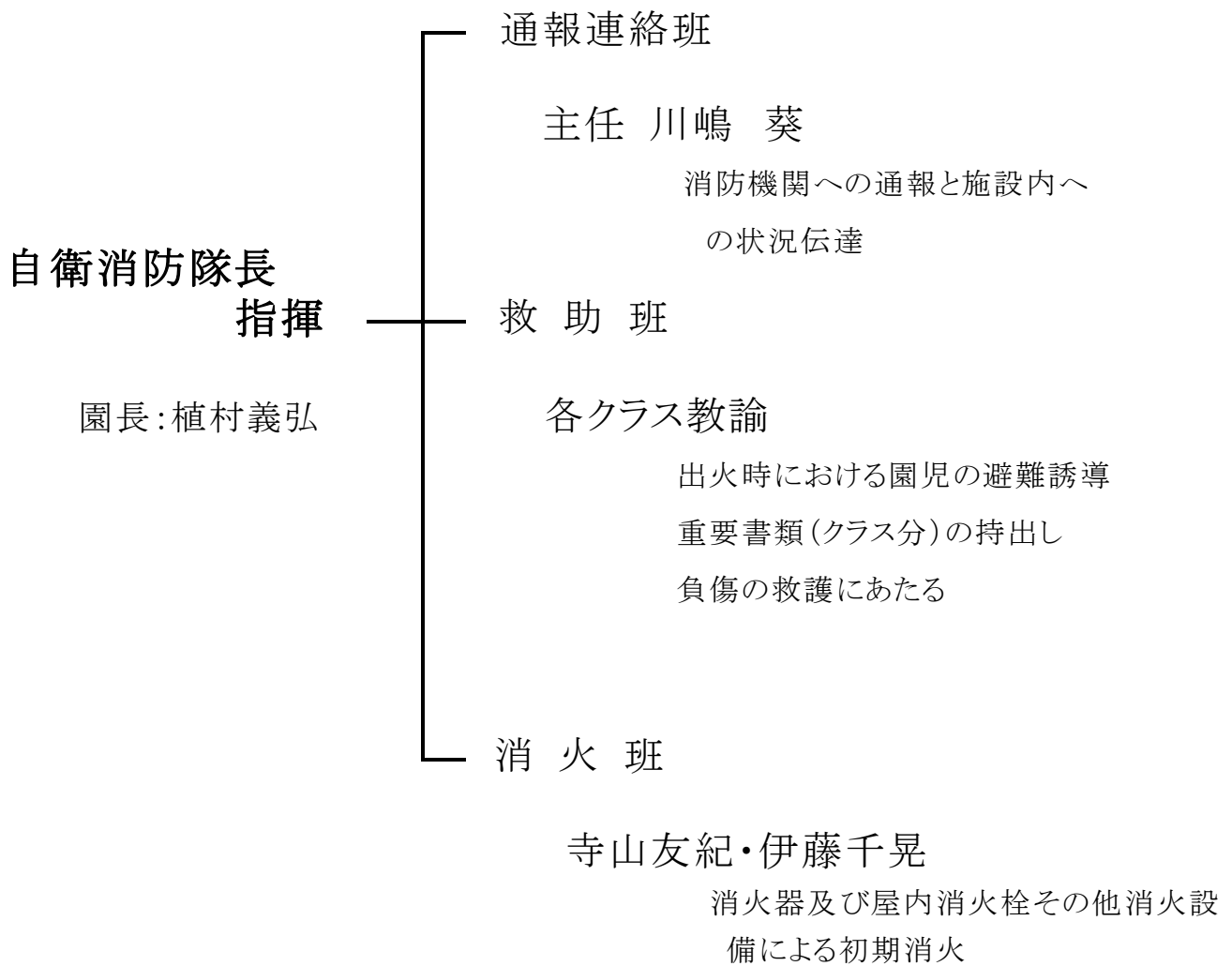
4 幼稚園施設・設備の安全点検リスト

災害予防のための施設点検

(毎月、避難訓練担当者が実施)

		園長	主任	担当者
1 保育室・事務所・ホール・給食室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止				
1	天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
2	放送設備(スピーカー、モニターテレビ、)はきちんと固定されているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
3	本棚など高さがある棚が固定されているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
4	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
5	厨房機器類は固定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
2 避難経路の点検				
1	園舎からの避難場所(表・裏駐車場)までの間に障害物などがないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある		
2	各保育室から避難経路がきちんと2箇所設けられ、障害物などないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある		
3 落下危険物の点検				
1	外壁から落ちてきそうなものはないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある		
2	ガラスに割れやヒビはないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある		
3	落ちそうな大きな木の枝や倒れそうな木はないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある		

自衛消防組織・編成表 (2016 年度)



5 地震発生時の対応について

(1) 保育時間中の対応について(預かり保育時間中を含む)

保育中に地震が発生した場合には、揺れが治まった後も園舎に留まり、園児の安全を確保する。園舎の耐震力は確保されており、むやみに外へ避難して混乱を招くより安全である。園児の安否については通信機器の機能が回復し次第メールにて連絡する。また、携帯、AED は最初に職員室に到着した職員ないし在室する職員が保持し、避難所へ持参する。医療キット等は各職員が持参する。

園舎退避の必要がある場合は速やかにグラウンド中央に避難し園児及び職員点呼を実施する。

怪我等により歩行困難な者の発生においては負傷していない職員や近隣住民の援助を求める。

保護者への園児引き渡し時は名前を控えるが、筆記用具がない場合は園児より名札を取る。

(2) 送迎中のバスについて

地震発生後、朝においては未乗車園児、降園時においては未降車園児の各ご家庭にはバスでの送迎が困難となり、かつ携帯電話等通信機器の不具合が想定されるため、連絡の無い限りは保護者は自宅待機を実施し、保護者の二次災害防止のために無理にバスを探しに外出しないことを推奨する。

バス乗車時の対応としては、揺れが収まり、道路、ルートの安全が確保できていた場合は速やかに安全な場所へ避難する。

道路が著しく損壊し、走行による避難が不可能と判断された場合は、救助が来るまでそこに待機する。状況に応じて臨機応変な対応を迫られる状況下に置かれることを想定し、添乗職員の判断で避難場所を決定する為、避難場所は上記の限りではない。

尚、各バス別に避難を実施した場合の最終合流ポイントは避難先最寄りの広域指定避難所となる。場所の特定は通信機器回復と同時に速やかに実施し、メールにて全保護者へ通達する。

(3) 保護者の対応について

発生直後は道路分断や通信網使用不可の可能性が非常に高い為、また二次災害を防止する為、安全が確保される前のお迎えには絶対に来ないように。先ず自分の身の安全を確保する事。

先の大震災に於いてお迎えに出た保護者ほど行方不明になっている。

防災対策室による「安全確保」が成されたら、速やかに各自可能な方法でお迎えを実施。ただし、災害派遣部隊の経路確保の為、主要幹線道路の自家用車による走行は極力控えること。

お迎え不可能な家庭にあっては避難先で待機し、状況改善に至るまで自らの安全を最大限に確保する事。送迎時は全園児の避難地点の完全把握が困難な為、伝言ダイヤルを使用して位置の伝達に努める。

第3部 風水害対策編

第1章 幼稚園における日常の風水害対策

1 実状把握

ハザードマップ等による地域の実状把握

幼稚園立地の地理的特徴による危険性の把握

市が作成したマップなどから、幼稚園周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握、確認する。

現状、幼稚園東側に排水を行い、園の敷地内の雨水も大石街道もしくは東側に流れていく。大雨の場合、流水が困難にはなるが、園舎の東側からの高さが10mほどあるので、河川の氾濫には直接的影響はない。風については東側よりの吹き上げに十分注意する。

2 幼稚園としての事前対策

1 園児への事前対策

- (1) 幼稚園は、園児に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (2) 園長は、あらかじめ保護者会と協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、園児保護措置などについて定めておくものとする。

第2章 風水害時における幼稚園の対応

1 登園前・登園後で対応を区別

京都市南部に「警報」が発表された場合、各幼稚園では、園児の安全を最優先した防災対策を講じ、園児への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

(1) 当園前に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雨警報」が発表された場合

ア 午前7時の段階で京都市南部に「暴風警報」、「大雨警報」「暴風雨警報」が発表継続中の場合、園長・主任・連絡調整者が集合し、対応を協議、各家庭に連絡をする。早番の職員が上記警報や警報がなくとも報告を要すると思った際は、園長・主任・連絡調整者に連絡を入れる。

イ 遠足なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報、大雨警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、園長の適切な判断により、実施することができる。

(2) 登園後に「警報」が発表された場合

登園後に、「警報」が発表された場合は、幼稚園や地域の状況に応じて、園長が適切な措置を講ずる。

2 幼稚園の施設管理者としての対応

(1) 施設管理者としての事前対応

園長は、風水害時の災害を未然に防止するため、園舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

園長は、重要書類、文書、教材備品類等の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。

(3) 給食施設の事前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能のモーター電気器具を安全な場所に移動させる。

イ 在庫物資を安全な場所に移動させる。

(4) 衛生管理体制の確保

ア 幼稚園は、園長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、幼稚園における衛生管理の徹底を期する。

イ 大型台風接近の情報を受けたときは、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

ウ 衛生機材については、台風による被害を受けることのないよう安全な場所(2階等)に移動させる。

3 事前の対応等

(1) 台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、近畿地方に接近するかいなか不確実な段階(接近の2日から3日前)から、気象庁発表の台風情報などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、京都府の担当者と十分に情報交換を行うとともに、京都に接近または上陸の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるように対策を準備しておく。

(2) 幼稚園施設の安全点検実施

台風接近等の場合、園長は事前に窓ガラスの破損がないか、強風により飛ばされるものがないかなど施設の安全点検を行う。また、幼稚園が工事中については、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たらせる。

(3) 幼稚園施設に被害発生の恐れがある場合の参集

園長・主任は、夜間・休日等において、京都南部で大雨・洪水警報、暴風、暴風雨警報など気象警報の発表を覚知した場合、幼稚園及び幼稚園周辺の状況について、情報収集に努め、幼稚園施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに参集するなど必要な対応を行うこと。

被害の状況が著しく園長・主任のみでの対応が困難な場合には、園長は職員の動員を命令することができる。

第3章 幼稚園施設等が被害を受けた場合の対応

1 風水害時の応急対応

被害を受けた場合は、速やかに被害状況等を京都府に報告する。

2 園児の措置と応急復旧処置の実施方法

(1) 応急教育等の措置

ア 園長は、風水害時の状況に応じ、幼稚園の防災計画に基づき、園児の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ 園長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で保育活動の実施を図る。

ウ 被災した幼稚園の実態を検討し、被災園児数に応じて収容対策を講じる。

エ 始業開始前に園庭や園舎を確認し、危険のないように処置を行う。被害が大きいことが予想される場合は、勤務時間前に出勤し2次被害の防止に務める。

(2) 応急復旧措置

ア 園長は、被災箇所を点検し、園児の安全を確保するために必要な措置を講じる。